最低価格落札方式一般競争入札
入札説明書

下記の「1. 入札に付する事項」に掲げる委託の最低価格落札方式一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1. 入札に付する事項

発注者	神戸市福祉局長
公告	令和8年11月4日　神戸市公告
委託名	後期高齢者医療保険料コンビニ収納代行業務
業務概要	コンビニにおいて後期高齢者医療保険料の収納を行い、納付された後期高齢者医療保険料を取りまとめ収納情報のデータ伝送を行うとともに、市が指定する金融機関に払込みを行う収納業務
履行場所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号　神戸市役所1号館4階
履行期限	契約締結日(令和8年12月中旬予定)から令和10年3月31日まで ただし、コンビニにおける収納業務は「令和9年4月分として確定される期間の初日」から「令和10年3月分として確定される期間の末日」までを対象とする。
その他	この入札は、最低価格落札方式を適用する。

2. 担当部局

〒650-8570　神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号　神戸市役所 1 号館 4 階
神戸市福祉局国保年金医療課
TEL：078-322-6657
Email：kouki@city.kobe.lg.jp

3. 入札手続の種類

入札価格により落札者を決定する最低価格落札方式

4. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) 令和 8・9 年度神戸市入札参加資格（物品等）を有すること。
(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
(4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
(5) 他の地方団体において、同業務の受託実績が 1 年以上あること。
(6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
(7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）を認証取得または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークの付与認定を受けていること。
(8) 本市市税に滞納がないこと。
(9) 地方自治法施行令第 173 条に定める要件を満たす者であること。

5. 入札参加申請手続等

(1) 申請書、入札説明書、仕様書等の交付期間及び方法

ア. 交付期間

令和 8 年 11 月 4 日（水）～令和 8 年 11 月 19 日（木）17 時 30 分

イ. 交付方法

本市ホームページよりダウンロードすること。市役所窓口での配布は行わない。

URL：https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html

(2) 申請書等（以下「申請書等」という。）の提出方法等

本件入札の参加希望者は、次のとおり申請書等を提出すること。なお、提出された書類は、審査の結果に関わらず返却しないものとする。

ア．申請書等

① 入札参加申込兼資格確認申請書（様式 1）
② 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）（様式 2）
③ 会社概要（任意様式）
④ 財務諸表（直近 3 か年分）
⑤ 委託業務経歴書
⑥ 4（7）を証するものの写し
⑦ 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
（法人の場合は様式 3-1、個人の場合は様式 3-2）

イ．提出方法

電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。

送付先及び到着確認の連絡先は「2.担当部局」に記載の通り。

ウ．提出期限

令和 8 年 11 月 19 日（木）17 時 30 分

エ．提出部数

1 部

(3) 参加の辞退

（2）の申請書等提出後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式 5）を 2 の担当部局に提出すること。

電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。

送付先及び到着確認の連絡先は「2.担当部局」に記載の通り。

6. 入札参加資格の審査及び結果の通知

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果については、書面を電子メールにて通知する。

(2) 結果の通知

令和 8 年 11 月 24 日（火）まで

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、（2）の通知書にその理由を付す。

(4) （3）の理由を付した（2）の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して 7 日（本市の休日を除く。）以内に、福祉局長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

(5) （4）により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で 2 の担当部局に提出すること。（様式自由）

(6) （4）による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して 10 日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。

7. 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8. 入札説明書、仕様書に対する質問

(1) 質問の受付

入札説明書又は仕様書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア．提出方法

質問書（様式 4）により電子メールにて提出すること。ただし、必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。

電子メールのタイトルは「後期高齢者医療保険料コンビニ収納代行業務（事業者名、質問対象（「入札説明書」又は「仕様書」のどちらか）」とすること。

イ．提出期間

① 入札説明書に関する質問

令和 8 年 11 月 4 日（水）～令和 8 年 11 月 11 日（水）17 時 30 分

② 仕様書に関する質問

令和 8 年 11 月 4 日（水）～令和 8 年 11 月 19 日（木）17 時 30 分

(2) 回答の送付

ア. 回答について

回答は仕様書の追補とみなし、入札参加希望者全員に対して電子メールで回答する。

イ. 回答の送付日

① 入札説明書に関する質問

令和 8 年 11 月 13 日（金）17 時 30 分までに順次回答

② 仕様書に関する質問

令和 8 年 11 月 24 日（火）17 時 30 分までに順次回答

9. 入札に参加する者が 1 者である場合の措置

入札に参加する者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。

10. 入札保証金

神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）第 7 条第 2 号の規定により免除する。

11. 入札書類提出の日時及び方法

日　　時	令和 8 年 11 月 25 日（水）～令和 8 年 12 月 2 日（水）17 時 30 分
提出場所	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号　神戸市役所 1 号館 4 階 神戸市福祉局国保年金医療課
提出書類	入札書（様式 6）、業務費内訳書（様式 7） 必要事項を記載し、記名したものを PDF 化して提出すること。 ※添付ファイルにはパスワードを設定し、開くことができない状態で提出すること。 また、パスワードは令和 8 年 12 月 3 日（木）0 時 00 分から 11 時 00 分までに送付すること。
提出方法	電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。 送付先及び到着確認の連絡先は「2　担当部局」に記載のとおり。
入札について	(1) 入札書記載金額について 契約締結日（令和 8 年 12 月初旬予定）～令和 10 年 3 月 31 日の総額を記載すること。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 業務費内訳書について 入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に業務費内訳書を添付すること。業務費内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、業務費内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。 (3) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。

12. 開札予定日時及び方法

日　　時	令和 8 年 12 月 3 日（木）14 時 00 分を予定
場　　所	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号　神戸市役所 1 号館 4 階 神戸市福祉局国保年金医療課
方　　法	(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。なお、開札に参加希望の場合は入札書類提出時に追記するものとする。開札後に別途結果の通知を送付することとする。 (2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。 (3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。 (4) 11 の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。 (5) 神戸市契約規則第 12 条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、入札参

	加資格があると確認された者であっても、落札決定の時においてに 4 に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合は、入札参加資格のない者に該当するものとする。 (6) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（(4) の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書を無効とする。 (7) 入札を無効とした場合は、当該入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。

13. 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である場合に、最低入札価格を提示した入札者を落札者とする。
入札価格が同額である場合は、くじによる落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所について別途指示する。）

14. 入札結果の公表に関する事項

(1) 契約の相手方を決定した場合は、以下の入札結果を神戸市ホームページにて公表する。
① 落札者の商号又は名称
② 落札価格

(2) 入札参加者には、別途以下の結果を電子メールにて通知するものとする。
① 落札者の商号又は名称
② 落札価格
③ 入札参加者全員の入札金額

15. 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して 7 日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、福祉局長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
(2) 福祉局長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 10 日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。

16. 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに福祉局国保年金医療課で契約書類等を受領し、所定の契約手続きをすること。落札決定の日から 10 日以内に所定の契約手続がない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

17. その他

(1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限
この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア. 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社　等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ. 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
（ｉ）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
（ⅱ）会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
（ⅲ）会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
（ⅳ）会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
２） 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
３） 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
４） 組合の理事
５） その他業務を執行する者であって、1)から 4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) その他
予定価格等
予定価格（消費税相当額を除く） 7,020,600 円
・想定件数については、『委託仕様書 5.収納対象件数等（予定)』を参照すること。